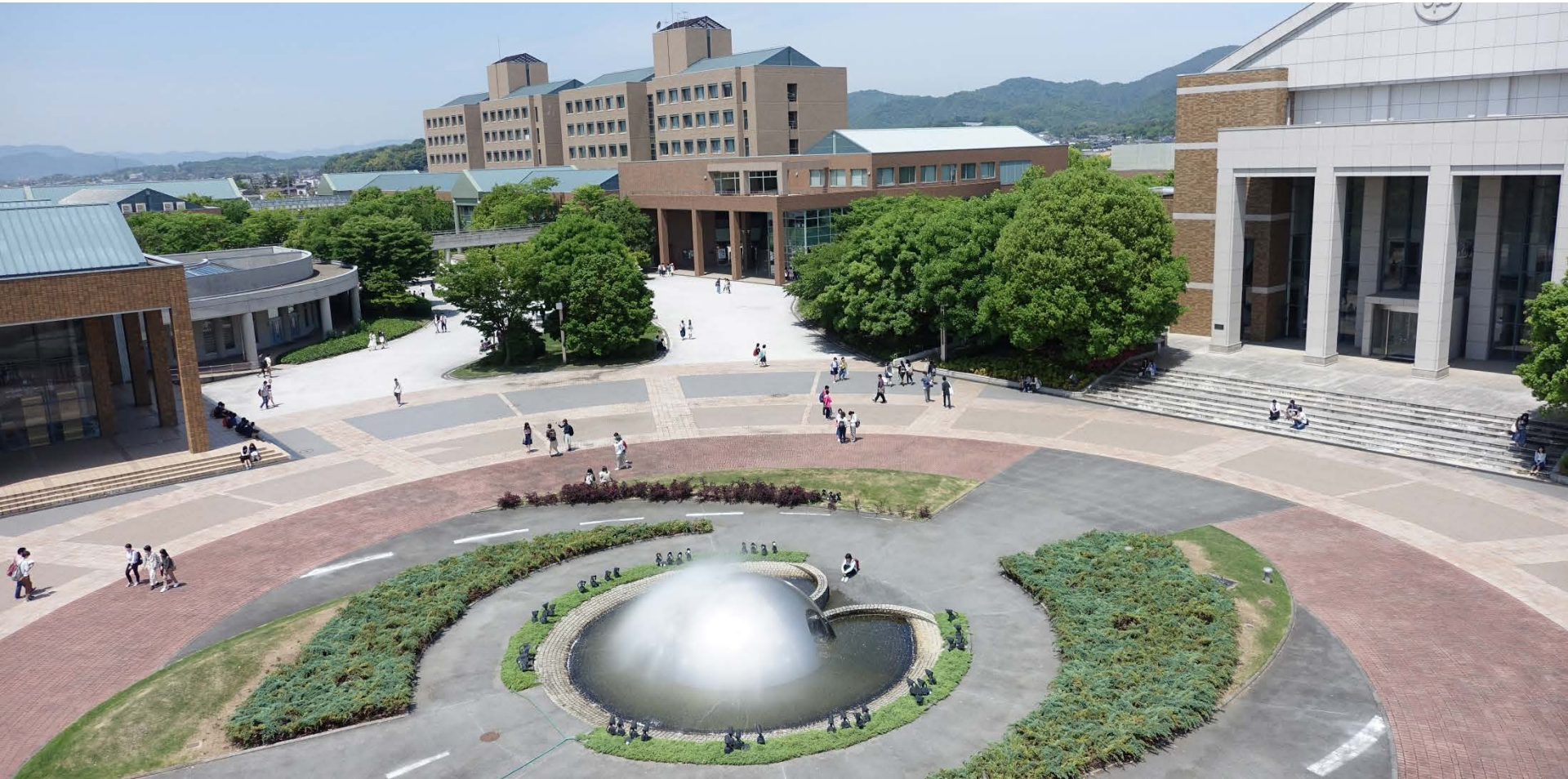


岡山県立大学における障がい学生支援の事例紹介



齋藤 誠二 キャリア・学生生活支援センター長
情報工学部 人間情報工学科 教授

岡山県立大学における障がい学生支援の事例紹介

岡山県立大学の概要

障がい学生支援体制の沿革

大学組織図と学生生活支援体制

障がい学生支援の流れ

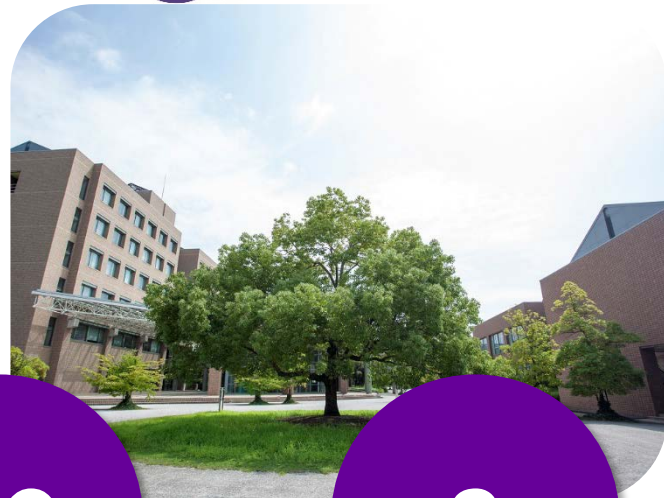
支援の状況

支援事例

支援における課題



岡山県立大学の概要



1745

学生数 (院生含む)

3

学部

保健福祉学部

10

学科

看護学科
栄養学科
現代福祉学科
子ども学科

3

大学院

保健福祉学研究所

153

教員数

59

事務職員数

10.3

教員一人当たりの学部生数

情報工学部

情報通信工学科
情報システム工学科
人間情報工学科

情報系工学研究所

デザイン学部

ビジュアルデザイン学科
工芸工業デザイン学科
建築学科

デザイン学研究所

障がい学生支援体制の沿革

2015年(平成27年)

障害者差別解消法
施行に向けて

大学教育開発センター 学生支援部会内に**学生支援室** 設置 (10月)

- 障がいのある学生の支援に関すること
- 学内のバリアフリー環境等の点検・改善に関すること

2016年(平成28年)

学生支援室

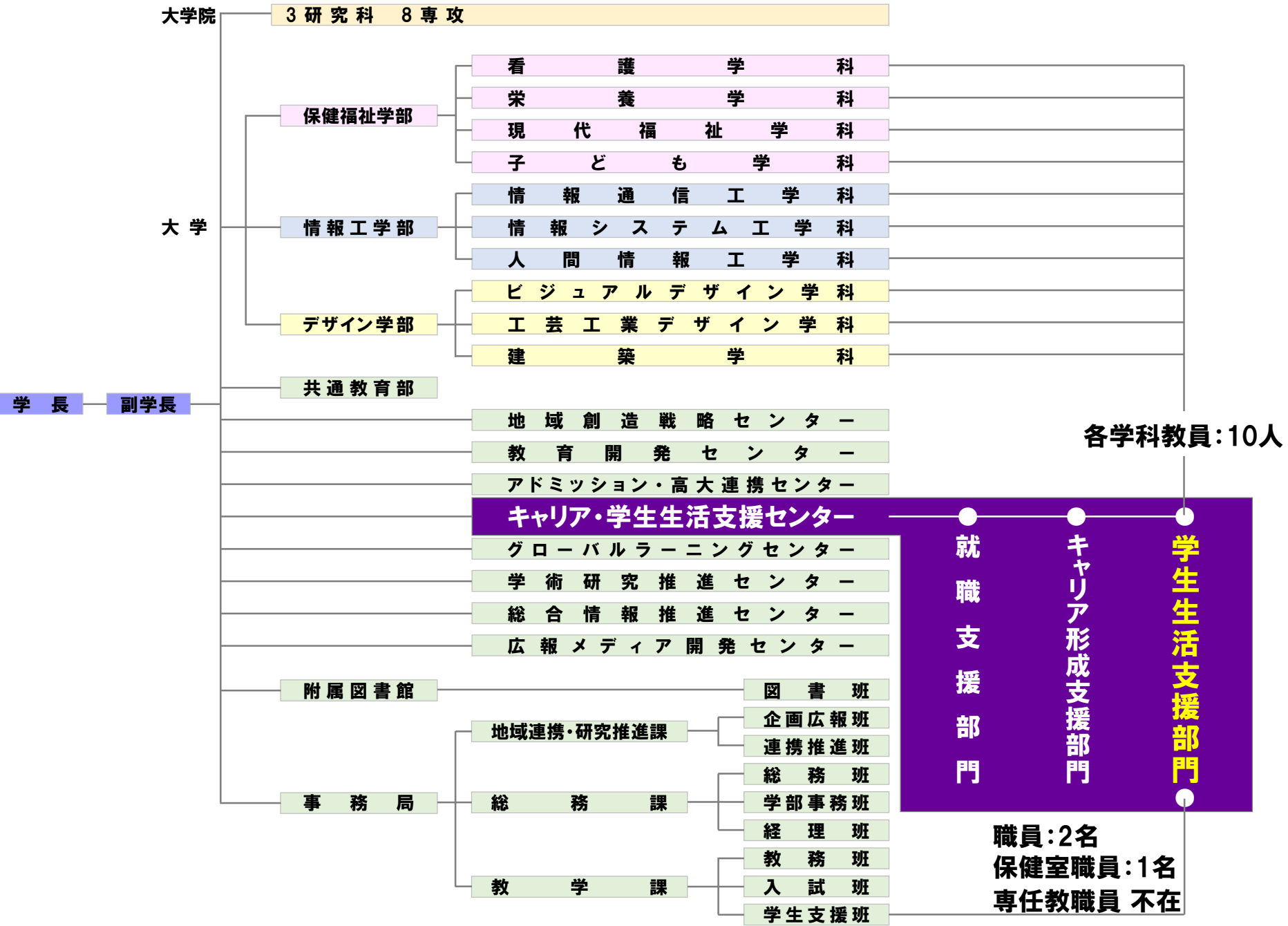
障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学教職員対応要領 作成
対応要領に基づく手続マニュアル 作成

2019年(平成31年)

学生生活支援部門を含む「キャリア・学生生活支援センター」 設置

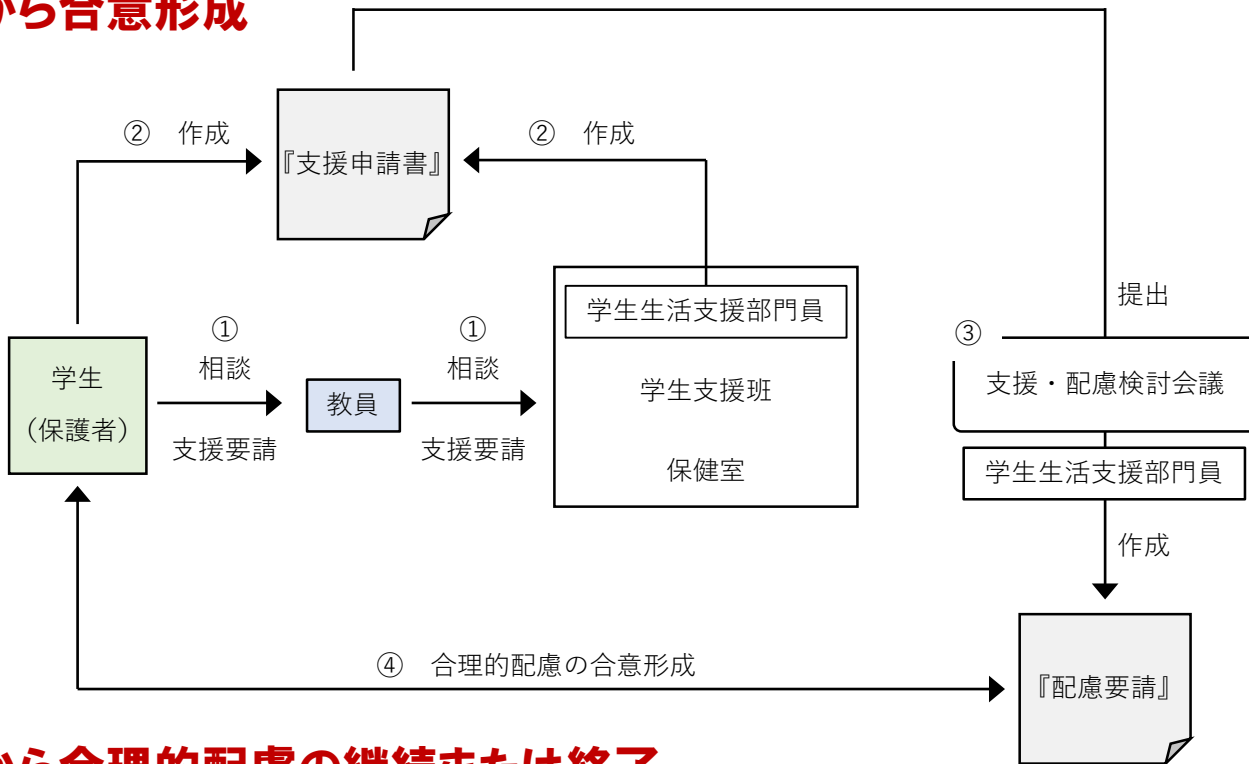
学生支援室の業務を学生生活支援部門に移行

大学組織図と学生生活支援体制

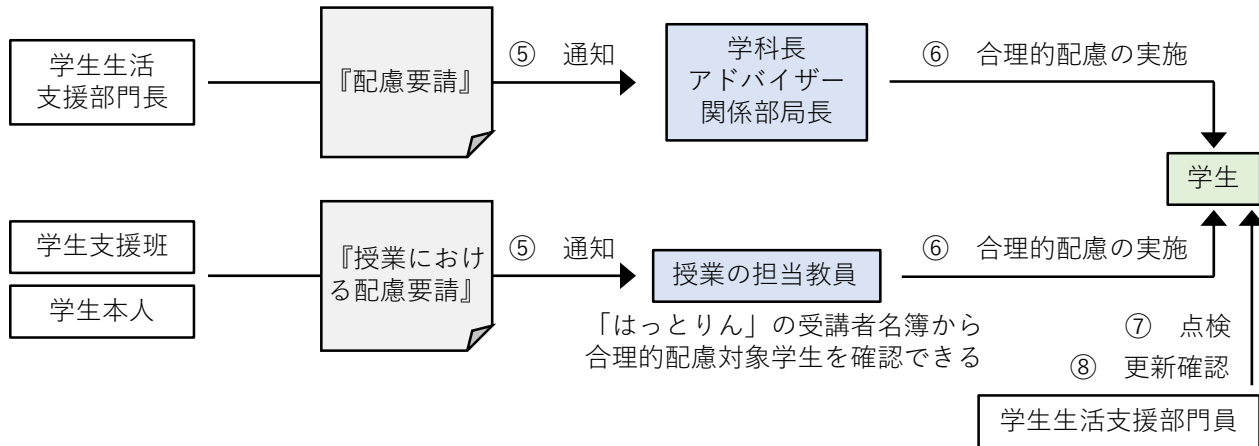


障がい学生支援の流れ

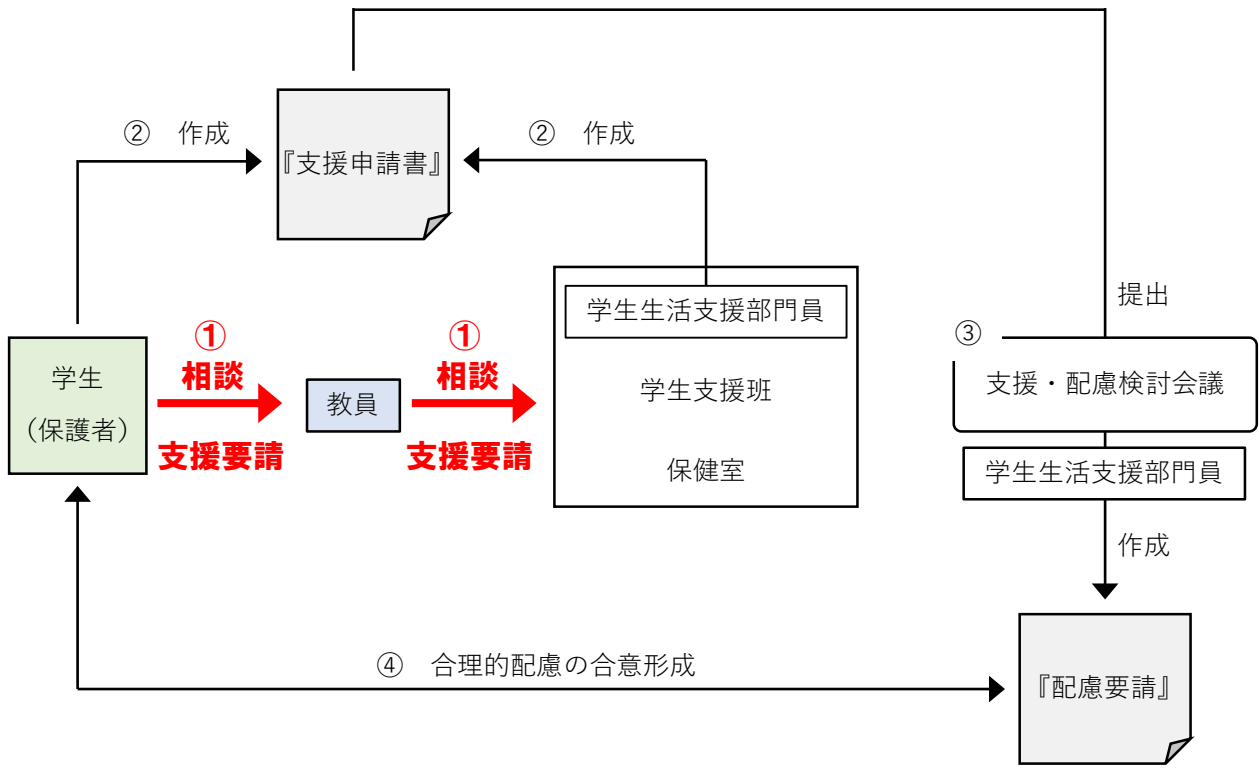
支援要請から合意形成



配慮要請から合理的配慮の継続または終了



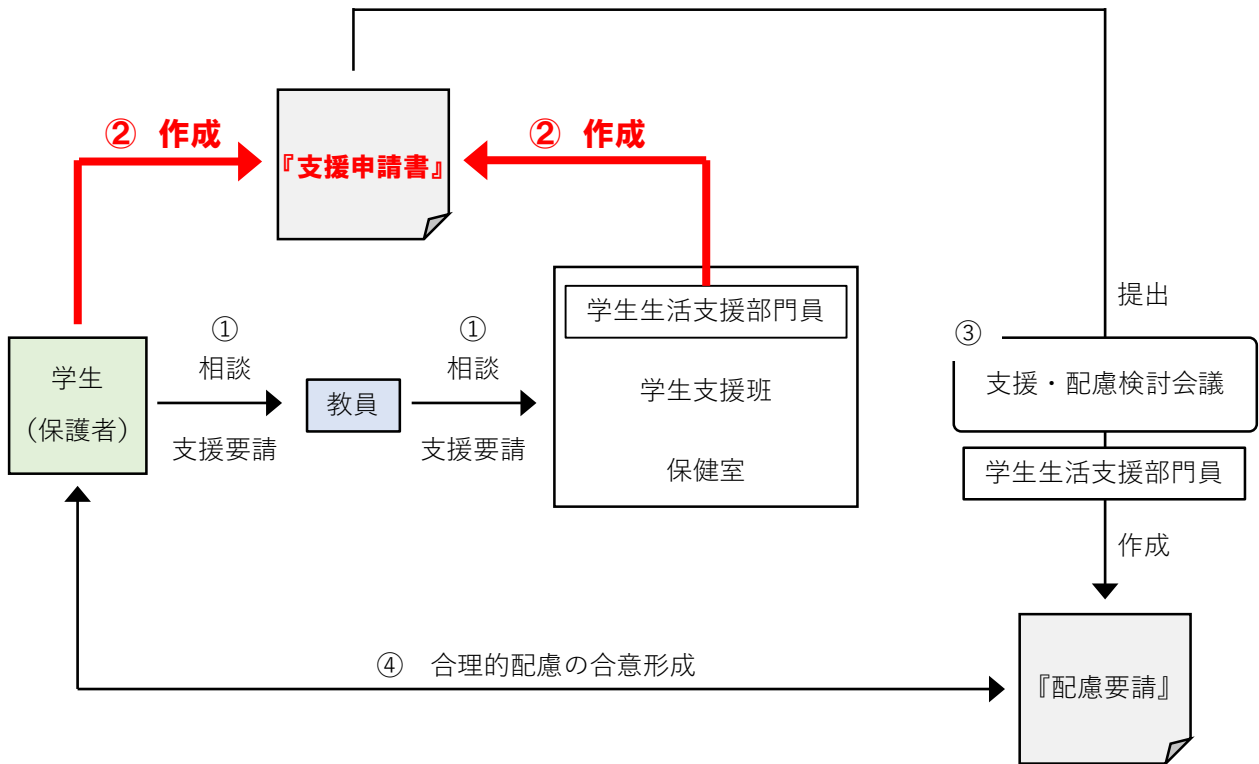
障がい学生支援の流れ 支援要請から合意形成



①支援要請(相談)

- ・障がいのある学生またはその保護者から修学支援等に関する相談や支援要請を受けた教職員が学生生活支援部門員，学生支援班，保健室につなぐ。
- ・修学支援等が必要と思われる学生がいた場合，教員が本人の意思を確認したうえで，学生生活支援部門員，学生支援班，保健室に相談。

障がい学生支援の流れ 支援要請から合意形成



②支援申請書の作成

- ・支援要請(相談)を受けた学生生活支援部門員が修学状況のアセスメントと支援ニーズの把握を行いながら、『支援申請書』を学生とともに作成。
- ・必要であればアドバイザー、学科長、教務専門委員と連携を図りながら作成。

アドバイザー制度

少人数の学生グループに複数の教員がアドバイザーとなり、定期的な面談、日常的な相談等を行う制度

『支援申請書』

年 月 日

学生生活支援部門長 様

年度 支援申請書

身体等に障がいがあるため、修学上の不便または困難を感じている方で配慮を希望する場合は、この用紙に必要な事項を記入し、学生支援班へ提出してください。

なまえ 名前		学籍番号			
住所	〒				
電話番号	自宅		携帯		
E-mail					
所属	学部	学科	専攻	年	年
	研究科		専攻	年	年
保護者 連絡先	名前		本人との関係:		
	電話番号:				
	住所: 〒				
その他の 緊急連絡先	名前				
	電話番号				

障害の種別

**医師の診断の有無
障害者手帳の種別・等級
介助の必要性**

障がい等の状況について、該当箇所には○を記入してください。

障害の種別	該当	医師の 診断	障害者手帳		介助の 必要性
			種類	等級	
視覚	盲				
	弱視				
聴覚・言語	聾				
	難聴				
肢体	言語障害				
	上肢機能				
	下肢機能				
	上下肢機能				
他の機能					
病弱・虚弱 (診断書有)					
重複					
発達障害	限局性学習症 (学習障害) (LD)				
	注意欠如・多動症 (ADHD)				
	自閉スペクトラム症 (ASD)				
	その他発達障害				
その他 ()					

修学上の不便や困難と、支援・配慮を希望する内容を記入してください。

学修上の支援・配慮希望	
不便・困難・不安など (例: 課題の提出日が分からなくなることが多い)	支援・配慮の内容 (例: 課題の締切日と提出場所を視覚的に示してほしい)
学修上の支援・配慮希望	
学修以外の支援・配慮希望	
不便・困難・不安など (例: 長時間の歩行が難しい)	支援・配慮の内容 (例: 学外の行事では、車椅子を利用したい)
学修以外の支援・配慮希望	
その他の支援・配慮希望	
不便・困難・不安など (例: 混雑した場所に長くいることが苦手である)	支援・配慮の内容 (例: 健康診断の順番を配慮して欲しい)
その他の支援・配慮希望	

診断書または障害者手帳の写しを添付	<input type="checkbox"/> 診断書の写し (3ヶ月以内)
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
	<input type="checkbox"/> 準備中
定期試験における特別措置の希望	<input type="checkbox"/> 希望する

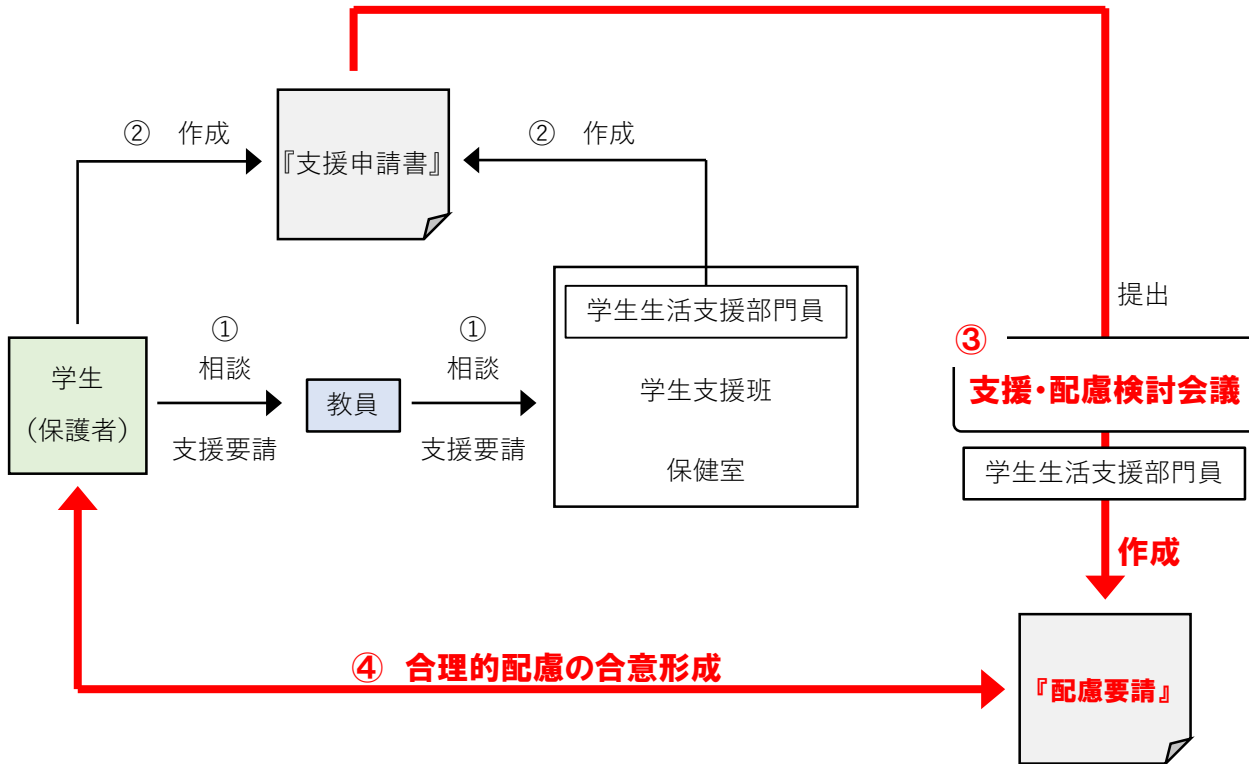
個人情報の取り扱い
配慮の内容の複製
ピア・サポート
支援

以下は記入不要

大学 記入欄	
-----------	--

**根拠書類
身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳
または
診断書**

障がい学生支援の流れ 支援要請から合意形成



③ 支援・配慮検討会議の開催, 配慮要請の作成

- 支援・配慮検討会議では、要請に対する合理的配慮の提供の可否や程度、個人情報開示範囲などを検討。
- 学生生活支援部門長が支援申請書および支援・配慮検討会議結果に照らし『配慮要請』を作成。

④ 合理的配慮の合意形成

- 『配慮要請』を学生に提示。内容や個人情報の取り扱いなどに合意が得られた場合、合意形成。
- 『授業における配慮要請』も同時に作成して合意形成とする。

『配慮要請』

令和3年4月 日

関係部局宛て

令和3年度 配慮要請

関係各位

部門長名

学生生活支援部門長

下記の学生から提出された支援申請について、学生生活支援部門を中心とした支援・配慮検討会議において検討し、本人と学生生活支援部門との間で以下の配慮の合意形成がなされたので、関係各位におかれましては、配慮の実施をお願い申し上げます。

氏名	
所属	学年
学籍番号	

1. 障がい等の概要

.....

障害の概要

2. 配慮内容

1) 授業における配慮

.....

授業における配慮内容

2) 授業以外の学生生活に関する配慮

.....

授業以外における配慮内容

通知方法の選択

事務局から担当教員へ通知

本人が担当教員へ依頼

○「授業における配慮」の有無は、履修科目担当教員のひとりん受講者名簿の画面上に示されます。

「授業における配慮」の内容の通知について

- 学生生活支援部門長から、履修予定科目の担当教員へ通知することを希望します。
- 配慮を希望する科目のみ、学生本人から担当教員に手渡します。

※学生生活支援部門長から、履修予定科目の担当教員への「配慮要請」の通知は、履修登録が確定していることが必要となるため、特に年度当初の授業については配慮の開始が遅れる場合があります。急を要する場合は、各学科の学生生活支援部門員に相談してください。

※「配慮要請」の有効期限は当該年度末までです。継続して支援を希望する場合は、「更新手続き」が必要です。更新手続きが行われない場合は、休止状態となります。

※症状が変化する内容に関しては、更新手続きの際に、診断書（提出直前3ヶ月以内）の再提出が必要になります。

署名欄 署名＝合意形成

○上記の配慮内容に合意するとともに、配慮実施のために、大学教職員、ピア・サポーター学生などとの間で上記情報を共有することに同意します。

氏名（署名） _____ （保護者代筆可）

<問合せ先>

_____ 学科 学生生活支援部門員

氏名

Tel

Mail

担当教員の連絡先

『授業における配慮要請』

合意形成の際に「配慮要請」とともに提示

令和3年4月 日

科目担当者宛て 令和3年度前期 授業における配慮要請

科目担当者 各位

部門長名

学生生活支援部門長

下記の学生につきまして、学生生活支援部門において合理的配慮と認められた授業における支援・配慮の実施をお願い申し上げます。オムニバスでご担当の場合は本件の引き継ぎについてよろしくお願い致します。

氏名			
所属		学年	
学籍番号			

本人には「授業における配慮要請」の内容を、科目担当の先生方に周知する旨の了解を得ています。なお、本紙は個人情報を含んでおりますので、取り扱いには十分ご注意ください。

・『配慮要請』の授業における配慮を転記する)

.....
.....
.....

授業における配慮内容

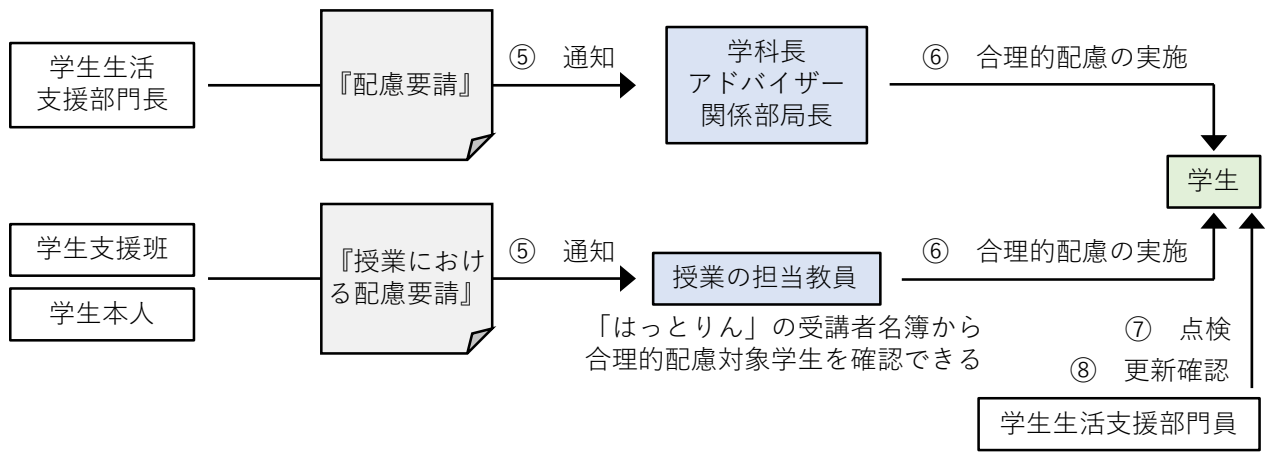
<問合せ先>

_____ 学科 学生生活支援部門員

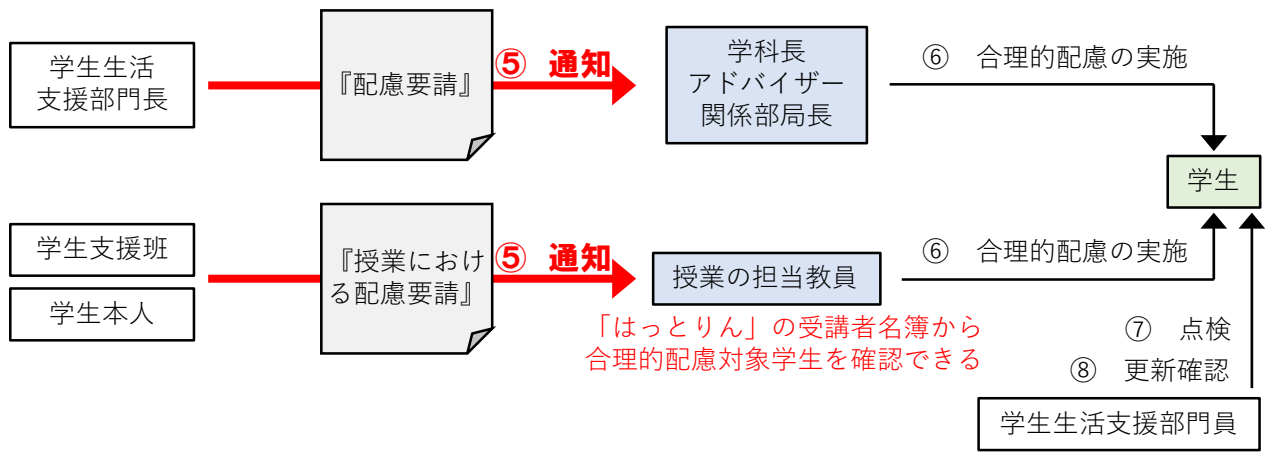
氏名
Tel
Mail

担当教員の連絡先

障がい学生支援の流れ 配慮要請から合理的配慮の継続または終了



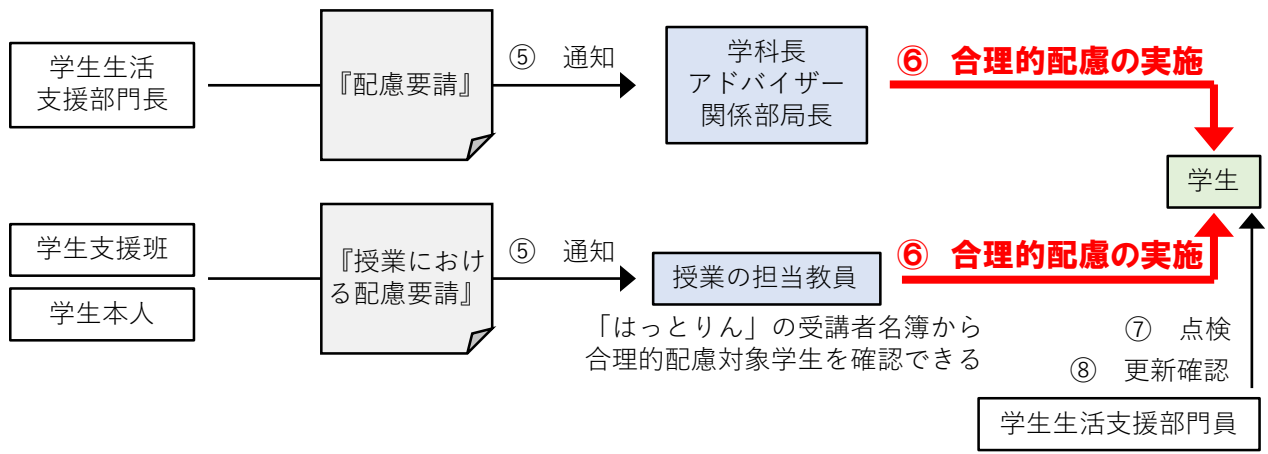
障がい学生支援の流れ 配慮要請から合理的配慮の継続または終了



⑤『配慮要請』と『授業における配慮要請』の通知

- 学生生活支援部門長から学科長、アドバイザー、関係部局長に『配慮要請』を通知。
- 配慮を希望する授業の担当教員に具体的な配慮の内容を記した『授業における配慮要請』を通知。
※本人が希望した通知方法(事務局から・本人から)
- 履修科目担当教員に教学システムの受講者名簿から合理的配慮対象学生であることが通知。

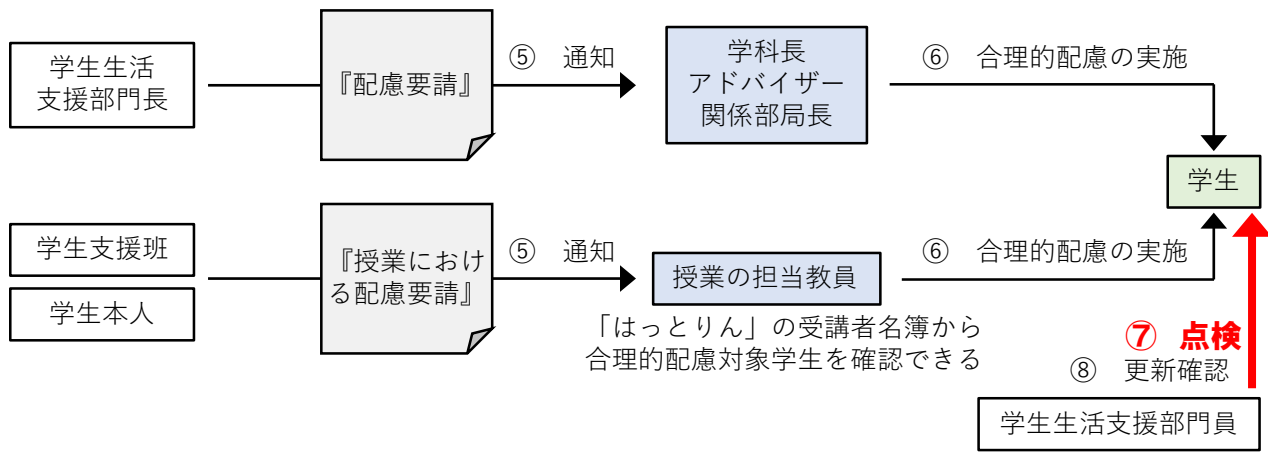
障がい学生支援の流れ 配慮要請から合理的配慮の継続または終了



⑥合理的配慮の実施

- ・『配慮要請』の内容に従って合理的配慮を実施。
- ・必要であれば、ピア・サポーター学生と合理的配慮を実施。

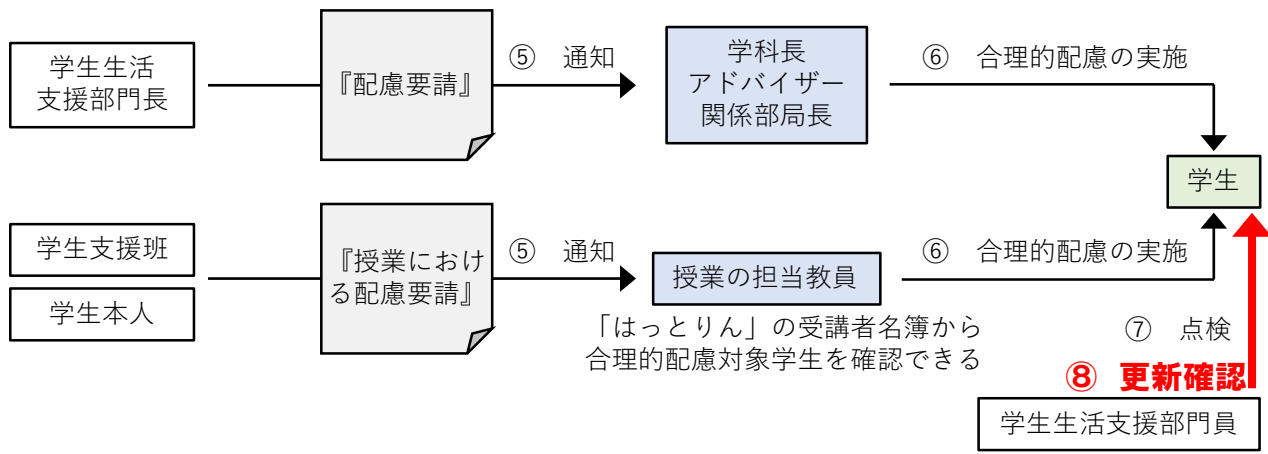
障がい学生支援の流れ 配慮要請から合理的配慮の継続または終了



⑦合理的配慮内容の点検

- ・学生と定期的に面談を行い、合理的配慮の内容等の点検を実施。
- ・改善が必要であれば、関係する教職員と連携しながら、改善計画を作成。
- ・改善計画の合意により、計画を実施。

障がい学生支援の流れ 配慮要請から合理的配慮の継続または終了

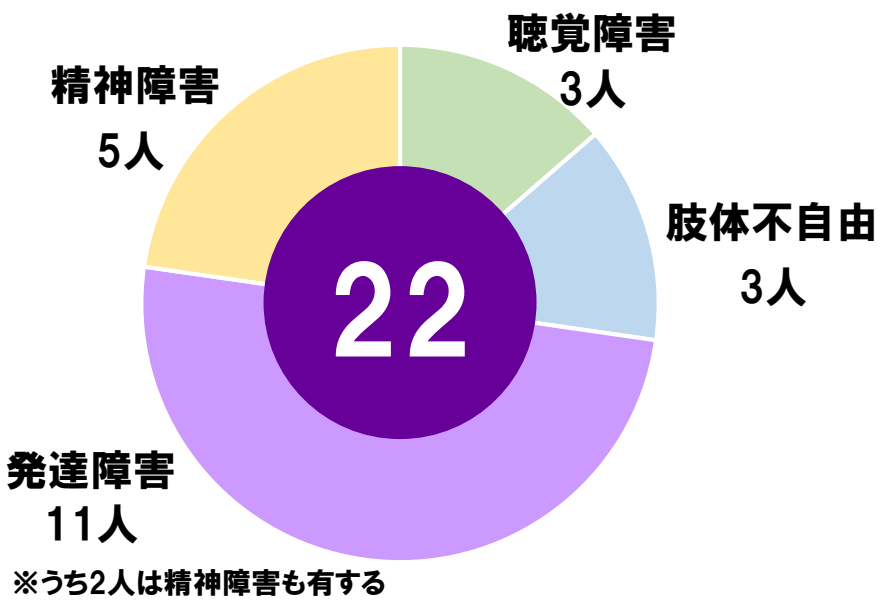


⑧更新確認

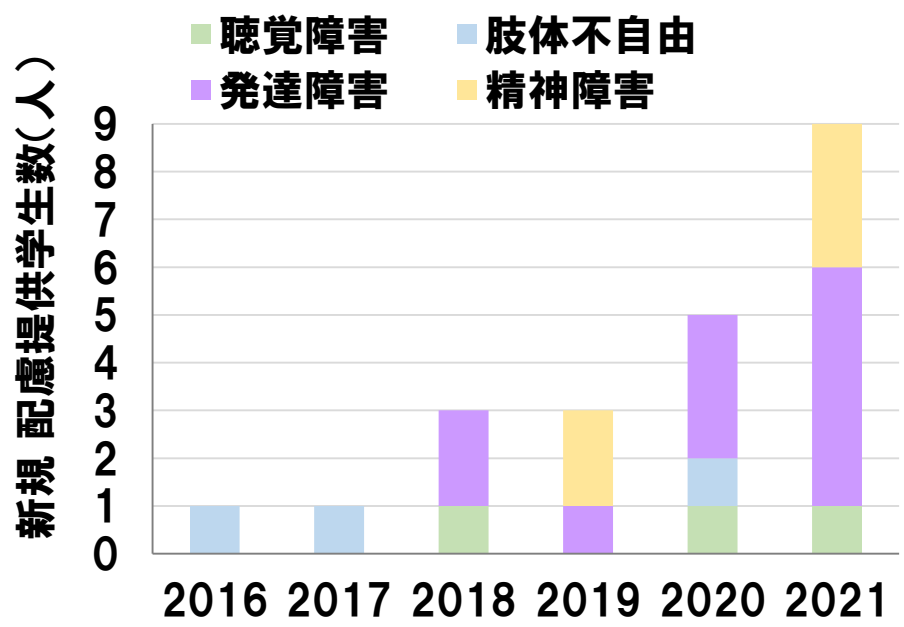
- ・『配慮要請』の有効期限は、当該年度末まで。
- ・更新を確認。
- ・学生が継続して配慮・支援を希望する場合は、更新手続き(配慮要請の再作成)。
- ・更新手続きが行われない場合は、休止または終了。
- ・症状が変化する内容に関しては、更新手続きの際に診断書等(提出直前3ヶ月以内)を再提出。

支援の状況

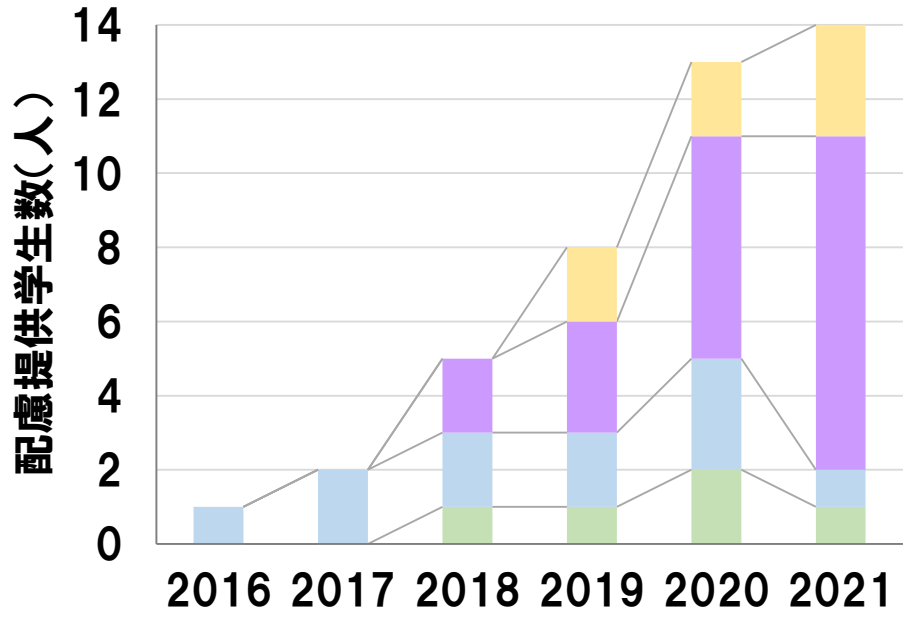
2016年～2021年7月末現在



合理的配慮提供学生数(2016～2021年7月)



新規 合理的配慮提供学生数の推移



合理的配慮提供学生数の推移

支援事例

肢体不自由への配慮【電動車椅子:1件, 自走式車椅子:1件, 下肢装具:1件】



低振動ブロック舗装
(全長約200m)



多目的トイレの改修
(複数個所)



固定椅子撤去
(複数個所)



ロッカー・バッテリー充電



スロープの増設



ATM反射防止シート
(中国銀行)

- ・学内健康診断で特別車両を手配
- ・駐車場の使用許可

支援事例 車椅子使用への配慮【自走式車椅子:1件】

通学支援

課題

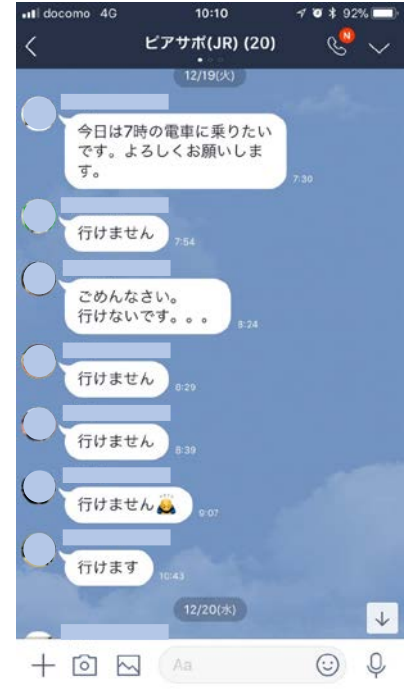
岡山駅⇔服部駅(大学最寄り駅)



- 服部駅が無人駅でありJR職員が対応できない
- JR職員の人手不足で専任の職員を配置できない
- 車掌は他の業務があるため対応できない
- スロープの準備から撤収までを停車時間内に実施できない

解決策

- 朝の電車1本については、JR職員が対応
- 夕方と夜の電車各1本については、車掌乗車のためボランティアが対応
- ボランティアは研修を受講
- スロープは服部駅のロッカーで保管



支援事例

車椅子使用への配慮 【電動車椅子:1件】

排泄介助

保健福祉学科教員
事務局・保健室職員
学生(友人)



学科内勉強会の開催

排泄介助の方法(尿器利用の場合)について、
講師による人体モデルを用いた排泄介助方法
のデモンストレーションと説明

聴覚障害への配慮 【人工内耳:2件, 補聴器:1件】

- ・講義中, 教員がFMマイク・ロジャーを使用
- ・ロジャー取扱説明書の作成と配布
- ・ハウリング防止のためのマイク設置と使用
- ・ハウリング防止のためのオーディオケーブル設置と使用
- ・視覚的情報の提供
- ・グループワークでの少人数設定
- ・オンライン授業(リアルタイム)のアーカイブ提供
- ・オンデマンド授業の字幕付記



オーディオケーブル
を全教室に設置



ロジャー
取扱説明書の作成

支援事例

発達障害への配慮 【11件】

- ・視覚的情報の提供(授業内容、提出締切、試験日時など)
- ・離席への理解
- ・居眠り時の声掛け
- ・板書の撮影許可
- ・履修登録の補助
- ・少人数でのプレゼン実施または代替課題の提供
- ・大音量の予告
- ・スケジュール管理指導
- ・課題提出状況の確認と遅延配慮

オンライン授業により顕在化(グレーゾーン学生含む)

障害等により困難を抱えやすい学生の受講を想定したオンライン授業の対応について

キャリア・学生生活支援センター
教育開発センター

1年に引き継ぎ2回もオンライン授業が原則(1年2回授業)となりました。障害による合理的配慮を要する学生(障害者学生)については、授業内容調整や無断欠席の懸念などからこの限りですが、加えて、障害者学生への配慮を促していると思われる合理的配慮に当たらないが困難を抱えている学生のオンライン授業における困難が顕在化している状況にあります。

オンライン授業では授業動画を繰り返し確認できる、提出活動が少ないなど障害等により困難を抱えやすい学生にとって受講しやすい側面もあります。一方で、オンライン授業に対応するため、ZoomやTeams、Zoom等の操作性の習熟や使用が求められるなど、新しい環境に適応する際に、進捗も少なからず不安が伴うのですが、障がい等の学生はこのような傾向がより顕著になります。さらに、オンライン授業に伴う距離の増加、友人などの社会的ネットワークの活用ができないなどの悪化、周囲となる教員やカウンセラーへの相談機会の不足などにより、通常の対応ができなくなる学生や、思うようにならない精神状態を学生が抱え、中には状況が悪化し緊急の対応が必要な事例も出てきています。

障がいのある学生へのオンライン授業では、性格保護と合理的配慮が重要ですが、授業環境は、「どのような学生でも教育内容にアクセスできるようにすること」であり、合理的配慮とは、「障がい等による不利感が生じないようにすること」です。加えて、これらと併せた教育方法などの学生によっても柔軟な対応しやすくなる環境(「ユニバーサル・デザイン」となる環境)があります。

成績のみなまは、慣れないオンライン授業等で十分な対応を行うには限りのある方が多いですが、いずれの環境においても障害等により困難を抱えやすい学生が複数名受講している可能性があることを見据えていただき、ガイドラインを参考に授業を行っていただくようお願いいたします。

【オンライン授業で材料を原則として起こってくる可能性のある課題】

- 適切な指示と資料の対応がなくなる
- あいまいな質問や意図を正確にみ取ることが難しく、本意から外れ質問をする
- 任意の機軸をコントロールすることが難しく、指示が分からずたり、提出期目を忘れやすくなる
- 情報の感覚が持ちづらく、異議がはきりやすかったり、スケジュール管理がうまくできないため、課題を提出できなかったり、完成できなかったりする
- 重要度や進捗状況に合わせて優先順位を材料から実行することが難しいため、全ての作業が中途半端になってしまうことがある
- 色覚障害では、色の区別がわからない場合がある

⇒発達障害の特性
⇒起こっている問題

オンライン授業におけるガイドライン

I. 授業

- 1) 指示語をなるべく控えて具体的に説明する。
例「このこと」→「スライドのページの2行目」
- 2) あいまいな表現を用いず、具体的かつ明瞭に話す
- 3) 分からないことを質問できる時間を設定する
- 4) 配布資料、動画、スライドは、色使い・コントラストに配慮する。(色覚障害への配慮)
- 5) 別ページのスライドをオンラインで配布する場合には解読を妨げるのが望ましい
・資料情報だけでなく、趣旨が解くことが出来る
・音声や動画を用いて解読するのが望ましい
・文字情報だけでなく、趣旨が解くことが出来る
- 6) 資料を印刷して対面授業の際に配布するのが望ましい
- 7) 約50%の学生がスマホやタブレットで授業を受けており不自由
・プリントを配布して印刷化、インタビュが印刷できている(障害者と関係ない)

II. 資料と課題

- 1) ZoomやTeamsを使用する場合は、資料と課題の提示(掲載)順番はZoomやTeamsの「レキストリー」にすることが望ましい
・資料の提示順序を一度で掲載できるように、学生が管理しやすい
・資料と課題がセットで掲載されること、学生が管理しやすい
・ただし、追加の資料配布の場合は、お知らせ欄から掲載する方が望ましい
- 2) Teamsなどのコンテンツを使用する場合は、分かりやすい告知を徹底する
- 3) ZoomやTeamsの「お知らせ欄」の活用は数回に1回と定める
・授業開始前の情報が入量になり、管理が難しくなる可能性がある
- 4) 作業を統一する
・何の理解が通らなくてもわかる作業が統一されることと決断する
・同じ資料で揃って準備してもらう
5) 縦横などのタイミングで何の資料と課題を提示するかを一覧にして提示する
・スケジュール管理が容易になり、見落としも減らせる
- 6) 提出期限を具体的な日付で提示する
・「明日」や「来週の月曜日まで」といった曖昧な表現は、授業がいつの分母からなのか、レポート提出で提出期限を指定すれば分かりやすい
- 7) 出欠機能またはメールにて、課題を受け取ったことを知らせる
・大音量の音で知らせ、音出しが可能な状態で知らせる
・多くの学生が作業に集中して聞いているが不慣れな状態
- 8) 課題が提出されていないことを知らせる
・ZoomやTeamsに大音量の音で知らせる、通知が来ない可能性がある

⇒具体的な対応

- ・指示語をなるべく控えて具体的に説明する。
- ・あいまいな表現を用いず、具体的にかつ明瞭に話す。
- ・概ねどのタイミングで何の資料と課題を提示するかを一覧にして提示する。
- ・出欠機能またはメールにて、課題を受け取ったことを知らせる。

障害等により困難を抱えやすい学生の受講を想定したオンライン授業の対応

オンライン授業におけるガイドライン

支援事例

精神障害への配慮 【5件】

- ・授業内の発表の予告(服薬準備のため)
- ・プレゼンの免除
- ・ペアワークの配慮(教員とペア)
- ・発言指名の免除
- ・理解状況の確認

検討課題

◆オンライン授業の提供依頼に対する対応

色覚異常への配慮

- ・色覚異常の特性の周知
- ・色のバリアフリーの実施依頼
- ・バリアフリーチョークへの切り替え

みんなが見やすい色環境を！
色に関する配慮のお願い

色覚異常の発生する割合は、日本人の割合、男性の約2%、女性の約0.2%と推定されており、男子学生の20人に1人、女子学生の500人に1人が該当します。

本学でも「黒板の文字がスクライドの字が使用している色によって見えにくい」との報告が来ています。

目の色に敏感する学生や色覚異常による視覚には、色覚に配慮が求められる学生や視覚が弱い学生を指し、目で確認しにくい文字・入道まで確認し、色覚の機能低下するなどの配慮をお願いします。

色覚異常のある学生でも見やすいチョークへ随時切り替えています。

色のバリアフリー 員体例

<板書>

- 「白」と「黒」のチョークを基本に
- 赤の緑で大きく、はっきり
- 背景と字に明確な差がある

緑、青、茶、紫などの色チョークは極力使用を避けてください。

<スライド・ホワイトボード・掲示物 等>

- 文字と背景の色は明確のコントラストがはっきりわかるように
- 少ない色の構成で、できるだけ色以外の情報も含める(模様や図解)

色覚異常の対応
障害は目に見えませんが、色が見えないので読み取れないだけでなく、色の組み合わせ、文字の大きさによっては誤って見えてしまうことがあります。ぜひ配慮をお願いします。教員が机上で授業の準備が容易になる環境を整えます。

ネット・学務部生活支援課のメール 学務部生活支援課 色覚異常

様々な問題を抱えている学生対応

- ・教職員のための学生対応マニュアルの作成(作成中)
- ・アドバイザー制度による定期的な面談の実施

教職員のための
学生対応マニュアル

Case INDEX

アドバイザー編

Case 1：成績不振・欠席が多い >P10

Case 2：面談等についての連絡が取れない >P11

Case 3：気がかりな発言をする(精神的な落ち込みがみられる) >P15

Case 4：トラブルを抱えているかもしれない >P16

Case 5：経済的な問題を抱えている >P17

Case 6：就職活動に苦戦している >P17

Case 7：休学を願いだした >P13

Case 8：退学を願いだした >P15

Case 9：復学した >P15

Case 10：留年した >P15

Case 11：学生に相談窓口での相談を勧めたい >P3

Case 12：面談の際にどのようなことに注意したらよいか分からない >P6

授業編

Case 13：欠席が多い >P19

Case 14：学習面で心配がある(授業についていけない、課題の提出がない) >P19

Case 15：気がかりな行動や表情をする >P20

Case 16：障がいを抱えていることが疑われる >P21

その他

Case 17：ハラスメントされたと訴えてきた

Case 18：障がいにより支援を求めてきた >P21

Case 19：相談先の連絡先が分からない(連絡先一覧) >P33

研修会と支援ネットワーク

研修会



- ・教職員, 学生を対象とした研修会の開催
- ・参画組織における研修会への参加

情報共有・支援相談・(リソース共有)

大学コンソーシアム岡山 (18大学)

障がい学生支援委員会



UE-Net (13大学, 3専門機関, 1行政)

(設立会員: 広島大学, 広島文教大学, 鳥取大学, 岡山大学, 山口大学)

2019年度に参画



支援における課題

【教職員の業務過多】

専任教職員の不在

配慮要請書の作成

- ・所属学科の教員が支援申請書 & 配慮要請書を作成
- ・特定の学科に集中することがある

配慮要請の通知

- ・事務局から授業担当教員への通知希望が大半
- ・本人から通知するケースは殆どない(オンラインで特に)
- ・学生の履修科目と担当教員を調べて、文書を送付(非常勤講師含めて)



受講者名簿へ配慮要請書の添付を検討中

【ハード面の整備】

財政的課題

- ・自動ドアの不足
- ・エレベーターの不足

【現場の声】

- ・科目によって配慮できる範囲に限界がある
- ・配慮しようとしても対象学生からの反応がないので配慮できない(レポート未提出など)
- ・対象学生本人と保護者との間に希望する配慮内容が異なることがある(過保護?)
- ・グレーゾーンの学生をどのように医療機関につなぐか

ご清聴ありがとうございました

本学の取り組みについてご質問等あれば、以下のアドレスにご連絡ください。

本学の課題に対して、以下のアドレスにアドバイス等いただけると幸いです。

s.saito@ss.oka-pu.ac.jp

齋藤 誠二

**キャリア・学生生活支援センター長
情報工学部 人間情報工学科 教授**